

安来市告示第128号の2

公示送達書

地方税法第20条の2及び市税条例第18条の規定により送付すべき次の書類について、送付を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、市役所（税務課）に保管してありますので来庁のうえ受領してください。

令和8年6月29日

安来市長 田 中 武 夫



記

- 1 送付すべき書類及び受けるべき者の氏名
別紙のとおり
- 2 公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

地方税法第四百六十三条の二十五に定める文書	周藤 達也
令和8年度市県民税納税通知書	熊澤 伸政
令和8年度市県民税納税通知書	MAI THI HONG CAM
令和8年度市県民税納税通知書	須山 駿介
令和8年度市県民税納税通知書	TA THI BICH LOAN
令和8年度市県民税納税通知書	NGO THU HA
令和8年度市県民税納税通知書	WANG QIAN
令和8年度市県民税納税通知書	TANG THI THUY KIEU
令和8年度市県民税納税通知書	TANG THI THUY VAN